

令和6年度第1回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月23日(日) 午後2時から午後2時40分まで

2 開催場所 利府町役場2階 第2会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員4名) 計13名

会 長	1 番	渡 邊 賢
職 務 代 理	2 番	鈴 木 ハマ子
委 員	3 番	桂 嶋 賢 一
委 員	4 番	小 幡 康 子
委 員	5 番	櫻 井 孝 一
委 員	6 番	伊 藤 英 樹
委 員	7 番	菊 地 豊 志
委 員	8 番	郷 家 百合子
委 員	9 番	小 林 寅 雄
推 進 委 員	10 番	庄 司 安 伸
推 進 委 員	11 番	板 橋 秀 之
推 進 委 員	12 番	伊 藤 信 一
推 進 委 員	14 番	赤 間 良 一

農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 活 博

事務局 鈴 木 俊 也

※ 13番 高 橋 信 博 委員は欠席

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

6 番 伊藤 英樹 委員

7 番 菊地 豊志 委員

日程第2 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第4 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
開会に先立ちまして、本年4月1日付けの人事異動に伴い、職員の変更がございますので、ご紹介いたします。
(鈴木自己紹介、橋本については新規採用研修により欠席により後日、改めて紹介する旨説明)

それでは、ただ今から、利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊賢(かたし)会長 から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶(及び報告事項)

局 長 有難うございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、会長がその議長となり議事を整理するとなっております。

それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります。

ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員4名の計13名です。

欠席委員は13番 高橋 信博 委員です。

所用により欠席との連絡が入っております。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

6番 伊藤 英樹 委員、7番 菊地 豊志 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「議案第1号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、事務局から2ページ番号1の内容の説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。

申請番号1の内容についてご説明いたします。

番号1の申請ですが、申請地が菅谷字東谷地5番、6番、7番の3筆です。
地目については登記簿、現況とも田であり、農振農用地内の農地でございます。

位置図について5ページ、現況写真については6ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

面積については、3筆で3,001㎡で、令和6年5月1日から令和10年12月31日までの賃貸借による新規の利用権設定になります。

貸付人の経営面積（自作）は3,299㎡、借受人の経営面積は42,432㎡です。

借賃は玄米90kg/年とし、年末持参払いを予定しております。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第19条の農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る要件並びに基準も十分に満たしており、また、借人については、農業機械を所持し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認調査等の結果について、
番号1は現地在菅谷地区になりますので、私から、（渡邊会長）補足説明いたします。

2ページ番号1

1番 渡邊 賢 委員

現地については、6ページの写真でもわかるとおり、きれいに管理されております。

借人であります櫻井清男さんについては、地域の担い手として活躍されておられて、町内併せて3haほどを借り入れて作付けされておりますので、
問題なく作付けを行っていただけたと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

【質疑なし】

議 長 質疑がありませんので、これより、採決を行います。
本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、日程第3「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について」を議題とします。

議 長 事務局から3ページ番号2・3について、内容の説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の3ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について
でございます。

申請番号2、3の内容についてご説明いたします。

番号2、3の申請ですが、有償の所有権移転の設定であり、申請地は加瀬字瓦
崎3-1、3-4及び6の3筆であります。

地目は瓦崎3-1、3-4については畑、6については田であり、面積が
畑746㎡、田737㎡、合計1,483㎡で、市街化調整区域内の農地となりま
す。

位置図について7ページ、現況写真について8ページに掲載しておりますので
併せてご覧下さいください。

転用事由は駐車場であります。

近年のレジャー事情による加瀬沼公園利用者の増加に伴い、公園内の駐車場で
は駐車台数が不足している現状とことから、公園利用者の利便性向上のため公
園利用者の駐車場として整備するものです。

当該地の被害防除計画としまして、既設の間知（けんち）ブロックへ吸出し防
止剤を貼り付けることにより、近隣への被害を防止すること、雨水については、
既設の暗渠排水管での排水を行うことで対応するものであります。

審査基準については、事業者の資力及び信用、並びに周辺の営農条件に悪影響
をあたえないということで、基準を満たしております。以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認調査等の結果について、番号2・3は現地が加瀬地区になりま
すので、5番 櫻井 孝一 委員から補足説明願います。

3ページ番号2・3

5番 櫻井 孝一 委員

当該地については、間に設計事務所が入っておりまして、本人はすべて手続き
を任せているようです。

この土地については以前にも申請が出されておりまして、一度流れた経緯がご
ざいます。

資料の8ページ見ていただくとわかりますが、擁壁がありまして、これが傾い
てきております。

地主と申請地の上に住まれている方とで話をしまして、埋めていただいた方が
いいということにもなっているようです。

申請地の上にお住まいの方も後継ぎがいないので、自分たちがいる今のうちにや

っていただければという希望もあるようです。

もう一人の地主の方は、施設に入っておりまして、家族の方とお話ししたところ進めていただければとのことでしたので審議についてよろしくお願いします。

議 長 事務局・担当委員の内容が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

伊藤（信）委員

私、加瀬沼公園へはよく行くのですが、この申請地を加瀬沼公園利用者の駐車場として整備するとのことでしたが、誰が借りるようになるのかというところが疑問に思いました。

加瀬沼公園の駐車場が狭いから増設するとの説明でした。

加瀬沼公園は宮城県が管轄かと思いますが、今回の申請者の（株）U. D. Aという会社はどういう会社なのか、料金をとるということなのか。

駐車場がいっぱいになるといっても年に数回程度かと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

櫻井委員 （株）U. D. Aというのは不動産業、土地の売買を行う会社と聞いております。

伊藤（信）委員

そうですね、この土地を地主から買ったとしても、駐車場として貸すのであれば無償でやるはずだよね、宮城県の土地として借りるのか、加瀬沼公園を利用する人は無料でいいですよ。でもここは民間ですよね？

ということは、例えば利用者から1日いくらという感じで料金を徴収するのでしょうか？

櫻井委員 現在、加瀬沼公園内に子供の遊び場といいますか、砂場を作ってます、まだ完全ではないですが。利用が増えるようになるかわかりませんが。

伊藤（信）委員

質問ある方ということだったので、ちょっとおかしいなと思いました。

お金を出してまで駐車場を整備して利益が出るのかなと思ったので質問しました。

議 長 事務局ではわかりませんか？

事務局 駐車場を整備するところまでの申請ですので、その先のところまでは未確認でございました。

伊藤（信）委員

申請の目的が駐車場ということで、敷地内の県の駐車場だけでは狭くなってきたからということだったので、何か中途半端だなと思ったので質問しました。

事務局 このU. D. Aという会社は、駐車場を整備するところまでになりますので、その後の話ですね、駐車場にした後にこの会社が駐車場をどのようにしていくのか。

伊藤（信）委員

そこですね、私は立場上賛成も反対もできないのですが、不思議だったので質問しただけです。

事務局 駐車場にしたその先ですね、確認をさせていただきますのでお願いします。

櫻井委員 両方の地主さんがどうにもなくなってしまって、売買するということになったわけで。

伊藤（信）委員

今までの経過ですけど、駐車場にする、台数だって実際のところは空き地になっているのがほとんどじゃないですか。

ここだけ最初は駐車場でもいいけども、後のことも考えてあげないと、また中途半端になってしまうことも考えられるのでね。

事務局 県許可の申請になりますので、当然書類は県に提出します。

その際に県の担当からも聞かれる内容かと思いますので確認をして後に提出したいと思います。

菊地委員 今の続きになりますが、今は農地になってて、土を盛って駐車場にしてその後の地目は何になるのでしょうか。

農地のままですか、雑種地とかになるのでしょうか。

櫻井委員 駐車場になれば農地ではなくなりますから。

菊地委員 農地でなくなるということは農業委員会とは関係なくなるわけですか、この土地は？許可を受けた後は何をしてもいいということ？

事務局 今回、県に申請をし、許可となればこの土地は農地ではなくなります、農地以外に利用するための申請になりますので。

菊地委員 ということはその後は何をしてもいいと。限界はあると思いますが。

事務局 駐車場として利用する計画での申請ですので、目的通りの利用をしていただくのが原則とはなりますが、農地ではなくなるということでもあります。

繰り返しにはなりますが、県許可後の流れにつきましては、申請者に確認し、内容につきましては次回の総会の際に皆様にご報告させていただきますのでよろしくお願いします。

議長 その他、ご質問ございませんか？

【質問等なし】

議長 質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議長 次に、日程第4「報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について」を議題とします。

それでは、事務局から4ページ4～6について、内容の説明をお願いします。

事務局 それでは3件ございますので、1件ずつ順にご説明させていただきます。

資料の4ページをお開きください。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理についてでございます。

申請番号4の内容についてご説明いたします。

番号4の届出についてでございますが、こちらは、以前届け出がされている案件ですが、自己所有アパートに駐車場を設置するにあたり、令和6年2月に農地法第4条の届出が出されております。その後に、所有者が該当地を売買することになったもので、令和6年3月に農地法第4条の届出の取り下げ願いが出されております。

登記しようとした際に、所有する農地の一部が、測量のミスなどがあったようですが、駐車場用地にかかっていることが判明したことから、今回、該当地の売買に伴って農地法第5条の届出が改めて出されたものであります。

本来であればアパートに付随する駐車場を整備する前の段階で5条の届け出が

必要となる案件でありましたが、測量のミスや本人の認識不測などにより、結果的には届け出がなされずに無断転用となってしまうていたとの申し出が届出者からありまして、農地転用の届出を怠ったことに伴う「顛末書」が本人から会長あてに提出されております。

今回、申請地を売買譲渡することになった際、農地転用が必要であることに気づいたとのことで、該当地について、改めて売買による所有権移転を伴う転用としての届け出となります。

位置図について、9ページ、現況写真について10ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出地については、加瀬字石切場14番7、現状はすでに駐車場として使用されており、面積は15㎡です。

資料10ページ下の写真でわかる通り、本来であれば一度農地に復旧後、届け出をしなければならないところではありますが、今回の届出地はすでに駐車場として整備・使用しており、農地への復旧は困難であるため、届出地は現状のままでの届け出をお願いしたいこと、今後同様の申請、届出が必要になった際は、手続きを忘れずに行うことを約束いただいたうえで受理いたしました。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃ってございましたので、受理しております。

続きまして、番号5の届出についてでございますが、こちらは、届出地に隣接する宅地と届出地を一体として住宅用地とするための造成工事を行うことから、該当地の農地を売却譲渡するための転用であります。

位置図については11ページ、現況写真について12ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出地については、春日字硯沢76番9、地目は畑、面積は388㎡です。

現地は、草や木が伸びている状況で、敷地内に物置と焼却炉があります。

これらについての刈り払いと、物置と焼却炉については造成工事前に解体・撤去することとしております。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃ってございましたので、受理しております。

続きまして、番号6の届出についてでございますが、こちらは、宅地と宅地の間にある届出地を宅地と一体で売却譲渡するための転用であります。

位置図については13ページ、現況写真について14ページを土地の区割図を15ページに記載しておりますので併せてご覧ください。

届出地については、中央二丁目3番7、地目は畑、面積は70㎡です。
用排水計画としまして、雨水については道路側溝へ排出、下水・雑排水については公共下水道へ排水するものであります。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃っておりまして、受理しております。

議長 次に現地確認調査等の結果について、番号4の現地在野中地区になりますので、13番 高橋 信博 委員からですが、本日欠席のため確認状況について連絡を受けておりますので、私（渡邊会長）から、番号5の現地在春日地区になりますので、14番 赤間 良一 委員から、番号6の現地在利府地区になりますので、11番 板橋 秀之 委員からそれぞれ、補足説明願います。

4 ページ番号 4

1 番 渡邊 賢 会長

現地につきましては、以前に第4条の届出が出されており、すでに自己所有のアパートの駐車場になっております。

先ほど事務局より説明がありましたが、売買に伴い、第4条の届出の取り下げを行い、今回改めて5条の届出を提出するものであります。

測量業者が間違えて測量し、範囲が畑の方まで入ってしまったということでありました。

今回、顛末書を提出の上、5条での届け出になったものでありますのでご審議よろしく願います。

4 ページ番号 5

1 4 番 赤間 良一 委員

この件について、12ページの写真をご覧いただければと思いますが、春日字硯沢76-9、この辺りは一般民家が軒並み建っておりまして、76-9番のみが畑になっております。

この畑はきれいに管理されておりますが、今回、この土地を含めた造成工事ということであり、何ら問題はないかと思います。

ただし、法面が少し草が伸びてはおりますが、他の部分はきれいになっております。ご審議よろしく願います

4 ページ番号 6

1 1 番 板橋 秀之 委員

この土地については、13年前に相続を受けた所有者が売買する考えがなかったとのことでわからなかったのですが、しばらくの間駐車場として貸しており、今回売買となった際に、敷地の一部に畑があるということがわかったようであります。

届出はすでに出されており、現地もすでに工事が入っておりますので、事後報告という形にはなりますが、よろしくお願いします。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。
この案件は報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、その他に移ります。

(1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。

2 ページ 番号1については、私が担当となります。

3 ページ 番号2・3については、5 番 櫻井 孝一 委員に

4 ページ 番号4については、私ですかね。

番号5については、14 番 赤間 良一 委員に

番号6については 11 番 板橋 秀之 委員に

それぞれ履行確認をお願いいたします。

議 長 次に、16 ページから20 ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

3 番 桂嶋委員 19 ページの1108 番 完了です。

1114 番、1115 番 完了です。

渡邊会長 同じく1121 番 完了です。

11 番 板橋委員 17 ページの1057 番、1061 番完了です。

18 ページの1068 番も完了です。

20 ページの1146 番、1147 番 初期確認です。

10 番 庄司委員 同じく20 ページの1149 番、初期確認です。

7 番 菊地委員 1119 番 完了です。

1120 番 完了です。

1137番 初期確認です。

議長 他にございませんか。
なければ、これで（１）履行確認について、を終了します。

議長 次に、（２）その他に移ります。

（２）次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局長 次回の令和６年度第２回総会の日程につきましては、
令和６年５月２４日（金曜日）午後２時から、役場２階の第１会議室での開催
となりますのでよろしくお願いします。

議長 それでは、次回は令和６年５月２４日（金曜日）の午後２時から役場２階の
第１会議室で開催いたしますのでご参集願います。

議長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。
他にないようですので、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局長 ありがとうございます。
以上をもちまして、第１回農業委員会総会を閉会いたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和６年５月２４日

６番委員

伊藤英樹



７番委員

菊地豊志



